



事 務 連 絡
平成 2 2 年 9 月 1 日

北海道 畜産主務課 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
薬事審査管理班長

動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

薬事法（昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号）第 8 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき、動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（平成 2 2 年農林水産省令第 4 9 号）が別添のとおり平成 2 2 年 9 月 1 日付をもって公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記の通りであるので、薬事監視及び指導の参考としてください。

記

1. 改正の内容

今般、マルボフロキサシンを有効成分とする注射剤が承認されることに伴い、当該動物用医薬品の「使用対象動物」、「用法及び用量」及び「使用禁止期間」を定めるため動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正を行った。

2. 施行期日

平成 2 2 年 9 月 1 日

3. 参考

対象となる動物用医薬品は以下のとおりです。

マルボフロキサシンを有効成分とする注射剤

○マルボシル 2 %、1 0 %（明治製菓株式会社）

【効能・効果】

適応症：牛；細菌性肺炎

有効菌種 パスツレラ・マルトシダ、マンヘミア・ヘ
モリチカ、マイコプラズマ・ボビス

豚；胸膜肺炎

有効菌種 パスツレラ・マルトシダ、アクチノバチル
ス・プルロニューモニエ

第二十一条、第二十五条、第二十八条及び第三十六条第二項中「又はチェコ協定」を「チェコ協定又はアイルランド協定」に改める。
 第四十二条に次の二号を加える。
 九 スペイン協定第一条1(b)に規定するスペインの法令
 十 アイルランド協定第一条(c)に規定するアイルランドの法令
 第四十六条第二項第二号中「又はチェコ協定」を「チェコ協定又はアイルランド協定」に改める。

附 則

この政令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十条第四号及び第四十一号の改正規定、同条に二号を加える改正規定（同条第五十一号に係る部分に限る）、同令第二十四号に二号を加える改正規定（同条第七号に係る部分に限る）、同令第六十一号に二号を加える改正規定（同条第五号に係る部分に限る）、同令第七十二号に二号を加える改正規定（同条第五号に係る部分に限る）、同令第九十五号に二号を加える改正規定（同条第九号に係る部分に限る）、同令第九十六号（見出しを含む）の改正規定（同条第三号に係る部分を除く）、同条の次に二号を加える改正規定、同令第九十七号に二号を加える改正規定（同条第九号に係る部分に限る）、同令第九十八号の表に次のように加える改正規定（同表九の項に係る部分に限る）、同令第九十九号第二号の改正規定並びに同令第一百二十九号第一項第二号の改正規定、第二条中社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令第二条の改正規定、同令第十八号に二号を加える改正規定（同条第五号に係る部分に限る）及び同令第四十号に二号を加える改正規定（同条第九号に係る部分に限る）、第三条中社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令第二条の改正規定、同令第十八号に二号を加える改正規定（同条第九号に係る部分に限る）並びに第四号中社会保障協定の実施に伴う私立学校教育職員共済法の特例に関する政令第二条第十七号の四の次に二号を加える改正規定（同条第十七号の五に係る部分に限る）、同令第十八号及び第十九号の改正規定、同令第二十号に二号を加える改正規定（同条第五号に係る部分に限る）並びに同令第四十二号に二号を加える改正規定（同条第九号に係る部分に限る）
 二 前号に掲げる規定以外の規定 社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の効力発生の日

省 令

内閣総理大臣 菅 直人
 総務大臣 原口 一博
 財務大臣 野田 佳彦
 文部科学大臣 川端 達夫
 厚生労働大臣 長妻 昭

○厚生労働省令第九十九号
 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第二項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十二年九月一日
 厚生労働大臣 長妻 昭

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令
 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令（平成十八年厚生労働省令第七十号）の一部を次のように改正する。
 表群馬県の市町村名の欄中「高崎市」を「前橋市、高崎市」に改め、同表埼玉県市町村名の欄中「小川町」ときがわ町」を「ときがわ町」に改め、同表熊本県の項中「天草郡 苓北町」を削除する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第四十九号
 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十二年九月一日
 農林水産大臣 山田 正彦

動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和五十五年農林水産省令第四十二号）の一部を次のように改正する。	別表第一マホアブリンを有効成分とする注射剤の項の次に次のように加える。
マホアブリン	マホアブリンを有効成分とする注射剤
マホアブリン	マホアブリンを有効成分とする注射剤

この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○法務省告示第四百三十九号
 戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の区町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。
 この指定は、平成二十二年九月十八日から効力を生ずる。
 平成二十二年九月一日
 法務大臣 千葉 景子

愛知県名古屋市中区長 荒木 俊夫
 愛知県名古屋市中区長 竹中 邦夫
 北海道川上郡標茶町長 難波 尊廣
 高松法務局所属 高橋 勝

○法務省告示第四百四十一号
 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号下の規定に基づき、監理団体を次のとおり告示する。
 平成二十二年九月一日
 法務大臣 千葉 景子

一 名称 特定非営利活動法人愛知県日本中国友好協会
 二 所在地 愛知県名古屋市中区東三丁目二十三番三十四号オーシャンビル四百一十号